各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局 私学部私学助成課

私立学校情報機器整備費補助金の計画調書の提出期限延長について

日頃より私学振興に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記については、5月中に提出期限を設け、既に計画調書を御提出いただいたところですが、今般の緊急事態宣言の延長を受け、ICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障するべく、遠隔学習環境の整備や家庭学習機能の強化等を図る私立学校があるものと考えております。

そのため、下記のとおり、計画調書の提出期限を延長することとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、所轄の私立学校(学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)に周知いただきますとともに、計画調書を取りまとめの上、御提出願います。

記

1. 対象事業

- ○私立学校情報機器整備費補助金(児童生徒1人1台端末の整備事業(義務教育段階))(令和3年3月31日付け2高私助第44号)
- ○私立学校情報機器整備費補助金(家庭学習のための通信機器整備支援事業・学校からの遠隔学習機能の強化事業・GIGAスクールサポーター配置促進事業・私立学校入出力支援装置購入事業)(令和3年3月31日付け2高私助第45号)
- ○私立学校情報機器整備費補助金(児童生徒1人1台端末の整備事業(高等学校段階))(令和3年4月14日付け3高私助第2号)

2. 提出期限

- ○別紙1 (都道府県において作成) 令和3年7月21日 (水)
- ○各様式(学校法人において作成)及び必要書類 令和3年7月30日(金)

※社会情勢等を勘案し、再度提出期限を延長する可能性があります。 提出期限に間に合わない場合は、ご相談ください。

3. 募集内容、様式等

上記1. の各通知と同様とします。 なお、申請に当たっては、別添のQ&Aを参考にしてください。

<担当>

文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (内線 2547)

作成:令和3年4月27日 追加:令和3年4月28日 追加:令和3年5月31日

私立学校情報機器整備費補助金(児童生徒1人1台端末の整備事業) に係る質問への回答

標記補助事業に係る事務にご協力いただき、誠にありがとうございます。 現在、受け付けているご質問への回答を共有いたします。本補助金のご活用にあたって参考としていただければ幸いです。

(端末整備事業・共通)

問 タブレット型の端末でなければ補助対象とはならないのか(据え置き型の端末 は補助対象外か)。

(答)

- 1. 補助対象となる端末の用途については、家庭学習用にポータブルな端末のみならず、校内で据え置き型の端末を使用した調べもの学習を行うこと等も想定されることから、<u>タブレット型・据え置き型を問わず補助対象</u>としています。
- 問 本補助金で整備した端末は学校備品であることから、児童生徒が持ち帰ること や、校外で使用することに制限は課されるのか。

(答)

本事業で整備した端末を校外で使用することは差し支えありません。学校備品であっても、校外で使用できるよう取扱いをご検討ください。

| 問 異なる学校種で共有する端末はどのように申請すればよいか。

(答)

- 1. 本事業においては、義務教育段階と高等学校段階で「補助対象整備台数」の算定 方法が異なります。そのため、それぞれの算定方法に基づき、補助対象整備台数を 算定することとなります。
- 2. 義務教育段階と高等学校段階で共有する端末がある場合は、合理的な方法(生徒数等)によって保有台数を按分した上で学校種ごとに「補助対象整備台数」を算定するようにしてください。
- 問 端末用のモニタ (ディスプレイ) は補助対象か。

(答)

1. <u>デスクトップパソコン用に限って補助対象</u>となり得ますが、既に画面が内蔵されている<u>タブレット型の端末やノートパソコンに接続して使用する場合は補助対象</u>外です。

| 問|| 本事業により整備した端末の貸与実績の記録は必要か。

(答)

1. 現時点では、使用実績の提出を求めませんが、会計検査において使用実績を確認 される可能性はあります。各私立学校において、使用状況の把握に努めるとともに、 適切な使用を心掛けてください。

- 問 費用負担について、例えば 50,000 円のパソコンを整備する際に 25,000 円を 保護者から徴収、残りの 25,000 円を国庫補助でという整備は可能か。
- ※令和3年度より、高等学校段階の支援が追加され、補助率等が多様化したため、 昨年度の当該質問に対する回答(令和2年5月1日付けメール)を変更。

(答)

- 1. 端末の整備に当たっては、義務教育段階・高等学校段階によって、補助率等が異なります。<u>高等学校段階での申請に当たっては、補助額の算定(公募通知(別添3))をご参照ください</u>。また、端末整備に必要な費用のうち、国庫補助を除いた額については生徒納付金等により、設置者で負担し、学校の備品として運用してください。
- 問 端末にMDM (Mobile Device Management) ライセンスを付けて整備すること は可能か。

(答)

- 1. 有償のMDMは「募集通知(別添2)2. 補助対象経費」において、有償のソフトウェアに該当するため補助対象外ですが、例えば、メーカーから「MDMセットモデル」のような形で販売され、かつ本体価格とMDM価格が按分できない(切り出せない)場合は、そのまま申請いただいて差し支えありません。その際、
- 2. また、設定費用について、本事業において整備する端末に係るものであれば、M DMや、補助対象外のソフトウェアの初期設定に係るものであっても、端末の初動に必要な経費として、補助対象となり得ます。
- 問 緊急事態宣言が発出(<mark>延長</mark>)され、提出期限までに書類が揃わない可能性があるが、どうすればよいか。

(答)

- 1. 今般の事情に鑑み、<u>提出期限については柔軟に対応</u>したいと考えています。管下の私立学校との調整に時間を要する場合はご相談ください。あわせて、緊急事態宣言下において、<u>各私立学校において申請作業が過度な負担とならないようご配慮を</u>お願いします。
- 2. なお、本補助金については、令和3年度内の契約であれば、交付内定前に契約を 行ったものに関しても補助対象として取り扱う旨を募集通知の1ページ目2. に明 記していることを申し添えます。

(高等学校段階)

問 本補助金で整備した端末は、高校生等奨学給付金又は特別支援教育就学奨励費 (第1段階の支弁区分に限る)の受給者以外も使用して差し支えないか。

(答)

- 1. 生徒に貸与する端末に余裕があれば、緊急的な運用として差し支えありません。 本事業の目的を踏まえ、端末の貸出方法等については、学校設置者において適切に ご検討ください。
- 2. ただし、教員用の端末として使用することは、本事業の目的とは言えないため、 認められません。

(学校からの遠隔学習機能の強化事業)

問 遠隔学習用に既存のカメラを利用するが、附属品(三脚、レンズ等)のみの購入は補助対象となるか。

(答)

1. 遠隔学習機能の強化のため、既存設備を使用することは、経済性の観点から妨げるものではありません。既存設備の機能を拡張するために必要な附属品は、補助対象となり得ますが、その場合、補助申請する附属品の必要数等について、合理的に説明ができるようにしてください。

(GIGAスクールサポーター配置促進事業)

問 法人(企業)との委託契約という形で人員配置(雇用)を行うことは可能か。 個人との委託契約や雇用契約、個人を特定しての派遣契約でなければ補助対象と ならないのか。

(答)

- 1. 募集通知(別添2)において、「雇用形態は限定しない(直接雇用、委託契約、派 造契約等)」と明記しています。契約時は、業務内容や勤務先となる学校種を明示す ること等、補助金申請に支障が生じないよう、あらかじめ整理することが必要と考 えます。
- 問 4月からGIGAスクールサポーターとして勤務してもらうため、令和3年3 月末までに雇用契約を行った。この場合、勤務は令和3年度からになるため、補 助対象とならないか。

(答)

- 1. 本補助金については、令和3年度内の契約であれば、交付内定前に契約を行った ものに関しても補助対象として取り扱う旨を募集通知(2高私助第45号)の1ペ ージ目2. に明記しています。残念ながら、前年度に雇用契約を締結している場合 は、補助対象外となります。
- 問 GIGAスクールサポーターの雇用契約を見直し、新たに本補助金の対象となる業務を追加した場合、本補助金の対象となるか。

(答)

1. 関係法令に基づき、契約者間の合意の下、必要に応じて契約内容を見直すことは考えられます。お尋ねの場合、変更等が生じた業務内容が、本補助金の補助対象と言える場合は、変更契約後の日付から補助対象となると考えます。